

下関市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年（2022年）3月

下関市

はじめに

現在、わが国では、高齢化や単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。本市においても、高齢化の進行だけでなく知的障害や精神障害を抱えながら地域で生活を送る人が増えるなど、ご本人の権利を守るための支援を必要とする人が増加しています。

成年後見制度は、認知症、知的障害及び精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではない人の生活を法律的に支援するもので、ご本人の意思を尊重した適切な支援を行うための一つ的手段です。しかし、市民に制度が十分に知られていないことや手続の煩雑さ等の理由により、未だ制度の利用が十分な状況とは言えません。自らSOSを発することができない人が、そのまま孤立してしまうことのないように、ご本人の権利を守り、必要とする人に支援が行き届く体制を早急に整えることが求められています。

本市は、「人と人との支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」を将来像に掲げてまちづくりを進めています。住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての市民が安心して自分らしい生活を送ることができるように、成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護支援の体制づくりを目指し、本計画を策定いたしました。

結びに、本計画の策定に当たり貴重なご意見をいただきました下関市成年後見制度利用促進協議会の皆様をはじめ、意見交換やアンケート等にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月 下関市長 前田 晋太郎

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の根拠・位置付け	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4
第2章 本市の状況と課題	5
1. 成年後見制度に関する本市の状況	5
2. 成年後見制度に関する取組の状況	9
3. 成年後見制度に関する課題	10
第3章 計画の基本的な考え方	12
1. 基本理念	12
2. 基本目標	12
3. 施策の体系	13
第4章 具体的な取組と評価指標	14
1. 各施策の取組	14
2. 評価指標	18
第5章 計画の推進体制	19
1. 市内の推進体制	19
2. 策定後の点検体制	19
3. 協働による取組の推進	19
4. SDGs(持続可能な開発目標)に関すること	19

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

成年後見制度(以下、「制度」という。)は、認知症、知的障害及び精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではない人の生活を法律的に支援するもので、平成12年(2000年)に施行されました。

これまで、本市では、地域包括支援センターをはじめとした相談機関と連携を図り、制度の周知や利用に関する相談対応、市長申立て等の業務を行ってまいりましたが、制度の利用は未だ十分な状況とは言えません。

本市の高齢化は全国平均を上回るスピードで進んでおり、また、知的障害や精神障害を抱えながら地域で生活を送る人も増加しています。成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を求める人が増加することが見込まれる中、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるような体制が望まれます。

国においては、成年後見制度の利用を促進するとともに、この制度が財産管理だけでなく、本人の意思決定への支援を踏まえた身上保護などの福祉的な観点も重視した運用となるように、平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年(2017年)3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。今後、国の第2期計画(令和4年(2022年)3月策定予定)において、成年後見制度を誰もが利用する可能性のあるものとして、その潜在的な利用者も念頭において施策を展開していくことが求められています。

このような国の動向を踏まえつつ、本市の基本理念でもある「人と人々が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」の実現を目指し、本市の実情にあった権利擁護支援の取組を進めていくことを目的とし、本計画を策定するものです。

●成年後見制度とは、どのような制度ですか？

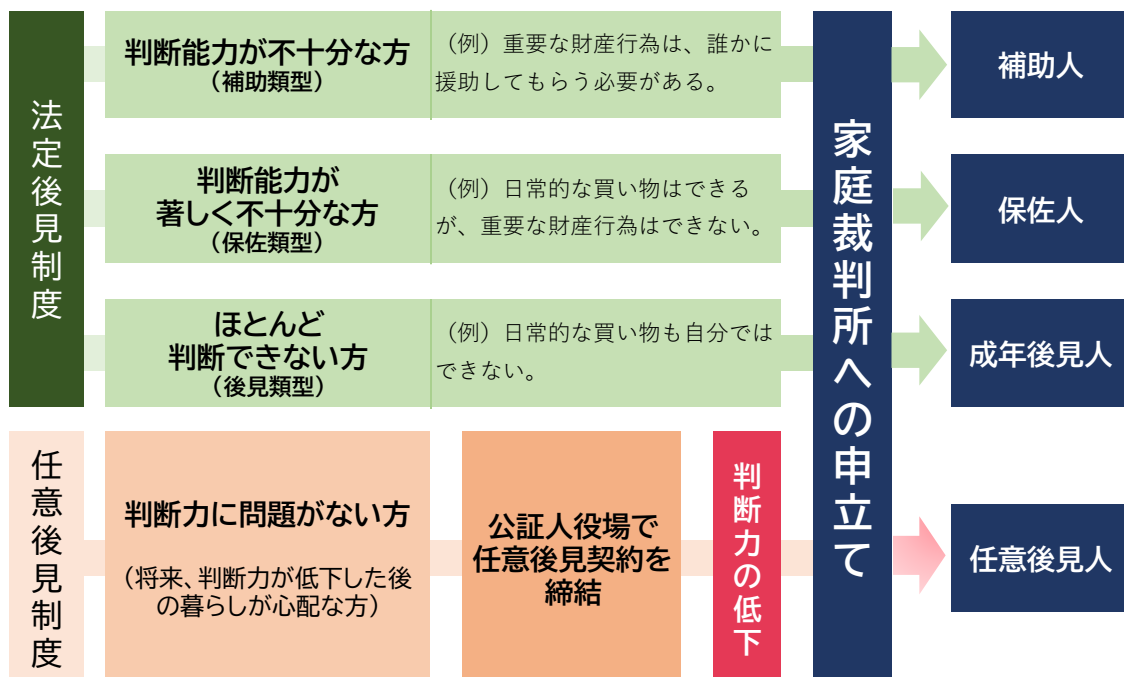
判断力が十分でない人は、財産の管理や介護サービス等の契約、遺産分割等の協議が必要となっても、自らが対応することが難しい場合があります。このような場合に、その人を保護し、支援する制度が成年後見制度です。

成年後見人等は、制度利用者の不動産や預貯金などの財産管理の支援及び利用者の希望や状況に配慮したうえで、必要な福祉サービスや医療を受けるための支援を行います。

●成年後見制度には、どのような種類がありますか？

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

- ・法定後見制度は、ご本人の判断能力が十分ではなくなった段階で手続を始めるもので、「補助」「保佐」「後見」の種類があります。家庭裁判所への申立てを行うことができる人は、本人・配偶者・4親等内の親族・市長・検察官等です。
- ・任意後見制度は、ご本人の判断能力が十分ある段階から手続を始めます。予め自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、財産管理などに関することについて代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。



2. 計画の根拠・位置付け

(1) 計画の根拠

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項の規定に基づき、国の定めた基本計画を勘案し、本市における成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

(2) 関係計画との整合性

本市の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、地域福祉を総合的に推進するための「第3期下関市地域福祉計画」と一体的に連動して取り組み、関係計画(下関市いきいきシルバープラン、下関市障害福祉計画等)との整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和9年度(2027年度)までの6年間とします。(その後、第5期下関市地域福祉計画に統合する予定)

第3次下関市総合計画及び第5期下関市地域福祉計画の策定時には、県や国等の動向を踏まえ、計画の見直しを行います。

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)
第2次下関市総合計画(基本構想) 平成27年度(2015年度)～令和6年度(2024年度)							第3次下関市総合計画 令和7年度(2025年度)～		
前期基本計画			後期基本計画						
第3期下関市地域福祉計画 第3期下関市地域福祉活動計画					第4期下関市地域福祉計画 第4期下関市地域福祉活動計画				
下関市成年後見制度利用促進基本計画 ※令和10年度～第5期下関市地域福祉計画に統合予定									
下関市いきいきシルバープラン									
第七次計画			第八次計画			第九次計画		…	
下関市障害者計画									
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		…	

4. 計画の策定体制

本計画は、福祉部の長寿支援課及び障害者支援課が連携して策定しました。

また、専門分野からの総合的な意見を聴くことを目的とし、学識経験者、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）及び法人後見実施団体等より構成される「下関市成年後見制度利用促進協議会」を開催し、幅広い関係者の意見を反映させ、策定しました。市民からの意見を本計画に反映するため、パブリックコメントを実施しています。

●成年後見制度利用促進協議会とは、どのような会ですか？

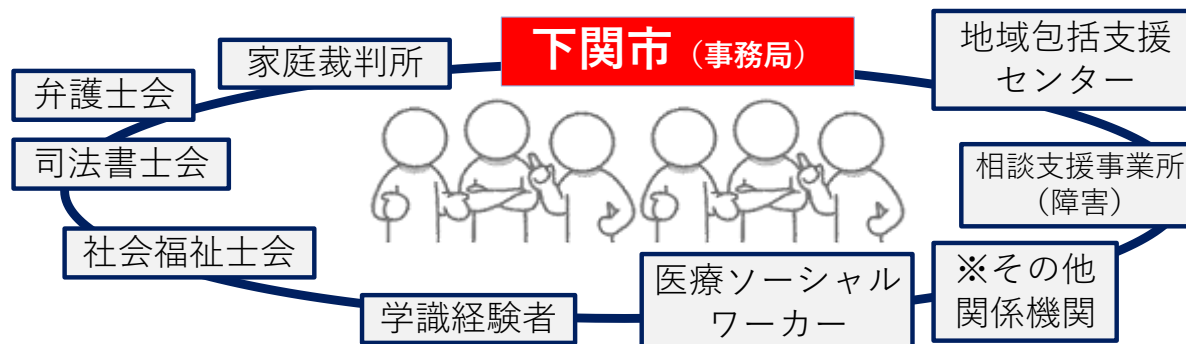
下関市成年後見制度利用促進協議会は、令和2年度に設置された会議体です。

後見活動を実際に行っている専門職団体や制度の利用に関する市民からの相談に対応する機関（地域包括支援センターなど）の代表などにより構成されています。

本協議会は、専門職団体や関係機関、家庭裁判所との情報交換・連携を図る場でもあります。様々な立場の方からご意見をいただき、地域の実情に応じた権利擁護支援の体制整備のための施策に反映できるよう努めています。

下関市成年後見制度利用促進協議会は、次のことを行います。

- ・ 権利擁護支援の体制整備に関する協議
- ・ 本計画の進捗状況の確認・点検



※テーマに応じて会議への参加を依頼

第2章 本市の状況と課題

1. 成年後見制度に関する本市の状況

(1) 高齢者数及び高齢化率の推移と推計

令和3年(2021年)9月末現在の本市の総人口は254,905人、65歳以上の人口は91,561人となっています。高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は35.9%で、今後も上昇し続ける見込みです。日常生活圏域別で見ると、総合支所管内と本庁西部圏域では、高齢化率が40%を超える状況です。

65歳以上人口は令和2年(2020年)をピークに減少に転じていますが、認知症である人の割合が40%を越えるといわれる85歳以上人口は、今後も増加し続ける見込みです。

図表1 人口及び高齢化率の推移・推計

(単位:人)

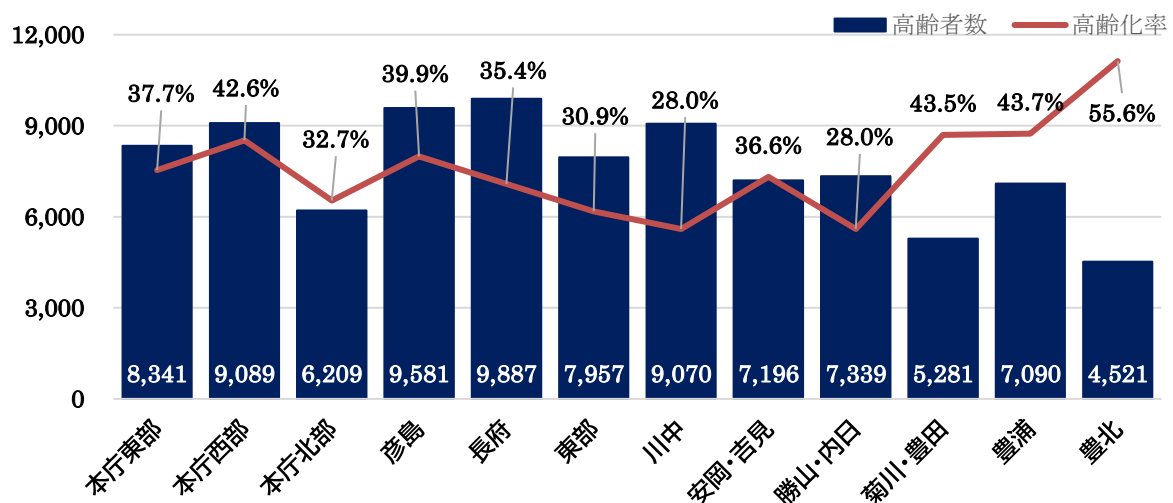
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
	実績				推計					
総人口	264,220	261,403	258,240	254,905	251,807	248,434	241,455	223,141	204,204	185,527
65歳以上人口	91,596	91,642	91,664	91,561	91,007	90,661	89,221	84,032	78,812	75,591
高齢化率	34.7%	35.1%	35.5%	35.9%	36.1%	36.5%	37.0%	37.7%	38.6%	40.7%
85歳以上 構成比	16,257 6.20%	16,791 6.40%	17,357 6.70%	17,835 7.00%	18,379 7.30%	18,491 7.40%	18,597 7.70%	19,340 8.70%	22,168 10.90%	20,966 11.30%

資料

※平成30年(2018年)から令和3年(2021年)の住民基本台帳人口(各9月末)

※令和4年(2022年)以降の推計値(第八次シルバープラン)

図表2 日常生活圏域別高齢者数・高齢化率



資料

※住民基本台帳人口(令和3年(2021年)9月末)

(2) 認知症高齢者数の現状と将来推計

令和2年(2020年)9月時点の認知症高齢者数(要介護・要支援認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人数)は11,456人で、要介護・要支援認定者数に占める割合は58.2%となっています。認知症高齢者数は、今後も増加する見込みです。

図表3 認知症高齢者数の推移・推計

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)
	実績		推計						
認知症高齢者数	11,223	11,456	11,712	11,982	12,145	12,354	12,709	12,726	12,214
第1号被保険者の要介護・要支援認定者数に占める割合	57.80%	58.20%	58.30%	58.40%	58.50%	58.60%	58.60%	59.00%	59.80%

資料

※令和元年(2019年)～令和2年(2020年)までの認知症高齢者数、第1号被保険者の要介護・要支援認定者数に占める割合(各9月末時点：下関市の介護認定データより算出)

※令和3年(2021年)以降の推計値(第八次シルバープラン)

(3) ひとり暮らし高齢者・高齢者ふたり暮らし世帯数の推移・推計

本市の65歳以上ひとり暮らし高齢者数は、令和7年(2025年)まで増加する見込みです。また、心身の機能減衰が顕在化するとされる75歳以上のふたり暮らし世帯数は、令和17年(2035年)までは5,000世帯を上回る見込みです。

図表4 ひとり暮らし高齢者数等の推移・推計

(単位：人)

	単位	令和元年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
		(2019年)	(2023年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)
65歳以上ひとり暮らし高齢者数	人	15,425	15,538	15,580	14,920	13,941	13,122
75歳以上ふたり暮らし世帯数	世帯	5,257	5,547	5,855	5,853	5,417	4,854

資料

※令和元年(2019年)ひとり暮らし高齢者数、75歳以上ふたり暮らし世帯数(高齢者保健福祉実態調査)

※令和5年(2023年)以降の推計値(第八次シルバープラン)

●日本の高齢化率は、どのくらいですか？

令和3年(2021年)9月に発表された総務省の統計によると、日本の高齢者人口は3,640万人、高齢化率は29.1%とされています。

本市の高齢化率(35.9%)は、全国的に見ても非常に高い状況と言えます。

(4) 知的障害者・精神障害者の状況

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移を見ると、いずれも年々所持者数が増加しています。療育手帳所持者数を等級別に見ると、「B」判定の方が増加傾向にあります。また、年齢別に見ると、18歳～64歳の方の割合が多くなっています。

図表5 療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

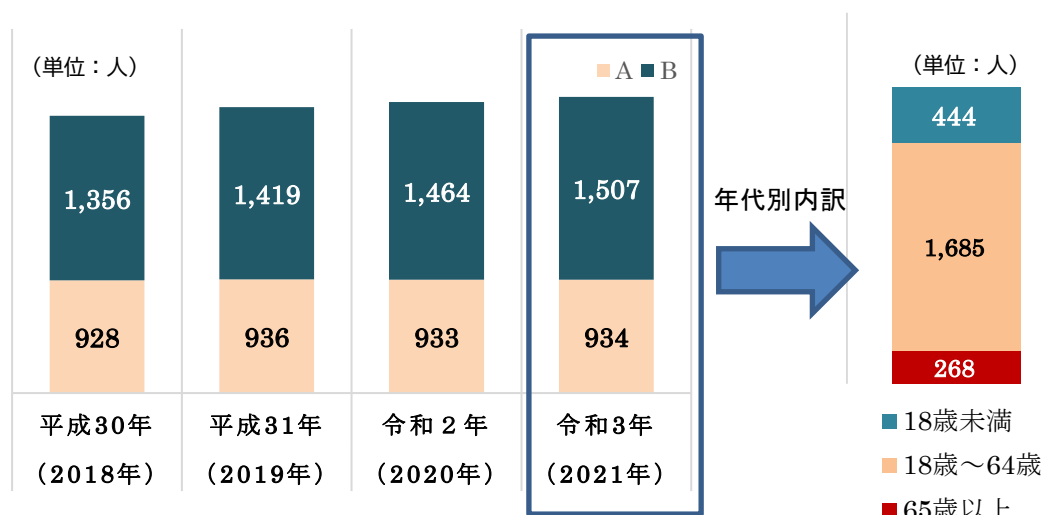
(単位：人)

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
療育手帳所持者数	2,284	2,355	2,397	2,441
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,391	2,531	2,620	2,669

資料

※下関市のデータ(各4月1日時点)

図表6 等級別療育手帳所持者数の推移等



資料

※下関市のデータ(各4月1日時点)

●療育手帳とは、どのようなものでしょうか？

療育手帳は、知的障害があると判定された方に交付される手帳です。

療育手帳をお持ちの方は、税制上の優遇措置、公共施設利用料の減免等を受けることができるほか、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用することができます。

障害の程度によりA(最重度・重度)とB(中等度・軽度)があります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数も、年々増加傾向にあります。等級は障害の程度により1級から3級までありますが、日常生活又は社会生活に制限を受ける状態とされる「3級」の方が増加しています。

図表7 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
1級	524	519	492
2級	1,313	1,337	1,350
3級	694	764	827

資料

※下関市のデータ(各3月末時点)

●精神障害者保健福祉手帳とは、どのようなものでしょうか？

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。対象となるのは、何らかの精神障害(てんかん、発達障害などを含む)により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方です。

手帳を所持することによって、税制上の優遇措置、公共施設利用料の減免等を受けられるほか、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用することができます。

手帳の有効期限は2年間で、更新することができます。

等級は、障害の程度により1級から3級まであります。

1級	他人の援助を常時受けなければ、日常生活を送ることが困難な状態
2級	日常生活に著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることが必要な状態
3級	日常生活又は社会生活に制限を受ける状態

2. 成年後見制度に関する取組の状況

(1) 成年後見制度（法定後見・任意後見）の利用者数

成年後見制度の利用者数は、例年400人前後で推移しています。本市では、後見類型の利用者が最も多くなっており、令和3年(2021年)は、全体の78.1%を占めています。

図表8 下関市における成年後見制度利用者の推移

(単位：人)

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
法定後見（後見類型）	325	323	309	318
法定後見（保佐類型）	63	65	68	66
法定後見（補助類型）	10	10	11	12
任意後見	7	10	9	11
計	405	408	397	407

資料

※山口家庭裁判所提供データ(各6月27日時点)

(2) 成年後見制度利用支援事業の実施状況(市長申立て・後見報酬補助件数)

本市では、「下関市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度を必要とする方に対して後見報酬の補助等の支援を行っています。

平成28年度(2016年度)以降、下関市長による申立件数は0～10件前後で推移しています。また、成年後見人等への報酬補助件数は、毎年5件前後で推移しています。

図表9 市長申立て及び成年後見人等への後見報酬助成件数の推移

●市長申立件数 (単位：件)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
高齢	3	6	0	7	6
障害	1	4	0	1	3
計	4	10	0	8	9

●後見報酬補助件数 (単位：件)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
高齢	5	2	1	2	3
障害	1	2	3	2	3
計	6	4	4	4	6

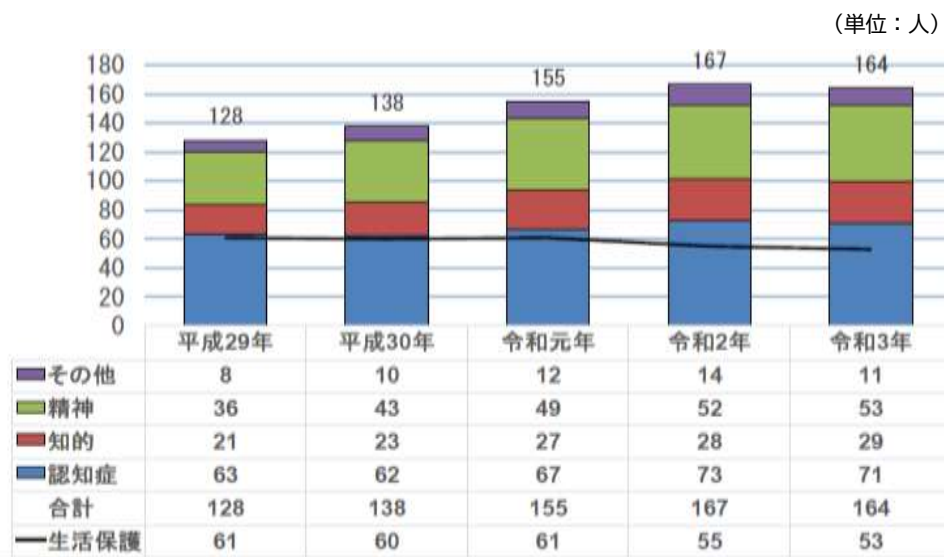
資料

※下関市のデータ(各3月末時点)

(3) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）利用者数の推移

地域福祉権利擁護事業(山口県における日常生活自立支援事業の名称)は、社会福祉協議会が実施している事業です。本事業は、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。令和2年(2020年)には実利用者数が160人を超えています。

図表10 下関市における地域福祉権利擁護事業利用者数の推移



資料

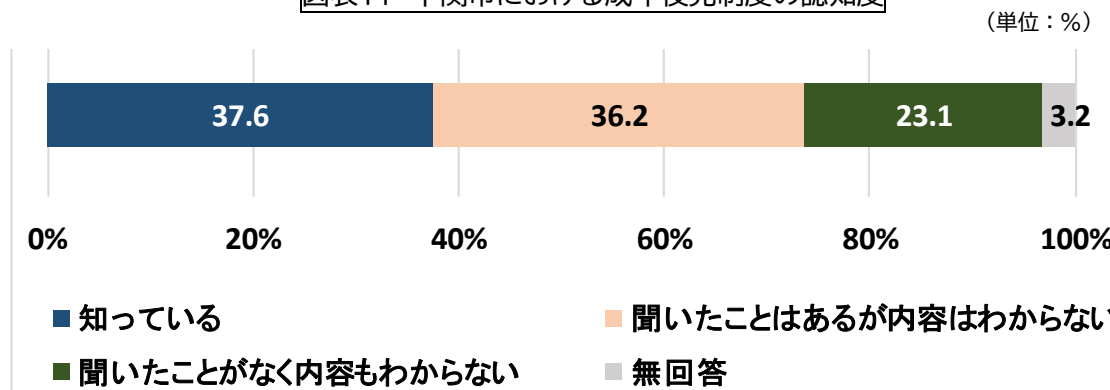
※下関市社会福祉協議会提供データ(各9月末時点)

3. 成年後見制度に関する課題

(1) 成年後見制度の認知度

令和3年(2021年)11月に実施された「地域の暮らしと福祉に関するアンケート調査」では、「成年後見制度を知っている」と回答した人が37.6%となっています。

図表11 下関市における成年後見制度の認知度



資料

※下関市のデータ(地域の暮らしと福祉に関するアンケート調査)

(2) 市民や相談機関の職員からみた制度を利用（検討）する上の課題

制度を利用(検討)する上で感じられる課題について、市民や相談機関の職員からは、次のようなご意見が寄せられています。

- ・ 成年後見制度の内容が複雑で、分かりにくい。
- ・ 制度を利用するための手続が煩雑で、一人では難しい。
- ・ 判断力が落ちて生活に困っていると思われる人を発見しても、どこに相談して良いかわからない。
- ・ 制度の利用にかかる費用が心配。
- ・ 自分の生活を考えてくれる後見人をお願いしたいが、自分で後見人を選ぶことができないため、制度の利用に不安がある。
- ・ 成年後見制度の利用が良いか、それ以外の支援を受けることができるのか、自分では判断できない。
- ・ 制度を利用する場合は、本人の希望とその状況にあった支援となるように様々な職種で方針を検討してもらえると良い。
- ・ 親族が後見人になった場合でも、後見活動に対する支援や助言を受けられる体制があると良い。
- ・ 相談窓口の職員として、市民に制度をわかりやすく説明できるように研修を受ける機会を作りたい。
- ・ 後見人には、ケアマネジャーともよく話をしておいて欲しい。

(3) 専門職団体等からみた制度の利用を促進する上での課題

本市における制度の利用を促進する上での課題について、家庭裁判所や後見活動を行う専門職団体からは、次のようなご意見が寄せられています。

	広報・啓発	相談	利用促進	後見人支援
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の周知が不十分 ・ 成年後見制度の周知は、地域の実情にあわせて行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口が不明確 ・ 制度利用に関する相談ができる専門職（弁護士や司法書士等）が、総合支所管内に少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受任できる専門職が不足している ・ 適切な成年後見人等候補者を推薦するための体制がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受任後のバックアップ体制が不十分 ・ 専門職に対する相談の窓口が必要

【本市における現状と課題のまとめ】

- ・ 制度そのものを知らない人が未だ多く、制度や相談窓口の周知が必要。
- ・ 制度を必要とする人は増加し続ける中、後見活動を行う専門職への支援が必要。
- ・ 支援を必要とする人を発見し、利用につなぐための体制(ネットワーク等)が必要。
- ・ 地域で本人の望む暮らしができるように、本人にあった後見人を推薦でき、後見人や支援者が協力できる体制が必要。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の理念や国の基本計画の考え方、本市の総合計画の理念に則り、本計画の基本的な考え方については、次のとおりとします。

基本理念

人と人が支え合う

誰もが健やかで笑顔があふれるまち

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、次の3点を基本目標とします。

基本目標 1

支援を必要とする人が、
成年後見制度等の利用につながるための仕組みづくり

認知症や知的、精神上的の障害等がある人が、住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるように、地域連携ネットワークの構築が求められます。同時に、ネットワーク全体をコーディネートする機関の整備が重要です。

また、相談窓口の整備を図るとともに、成年後見制度等の利用を必要とする人を発見し、適切な支援につなぐことができるような連携体制を整える必要があります。

基本目標 2

利用者の希望や状況に適した支援を行うための
仕組みづくり

対象者の意向や心身の状況を踏まえた支援を行うため、多職種(専門職)による支援方針の検討を行う体制を整備する必要があります。

また、現在、地域福祉権利擁護事業を利用している方については、判断能力が低下した際に切れ目のない支援が行えるように、成年後見制度への円滑な移行を可能とする仕組みづくりが求められます。

基本目標3

成年後見人等が孤立せず、安心して支援できる
仕組みづくり

成年後見人等が活動の中で孤立してしまわないためにも、対象者を囲む支援者(チーム)をサポートし、連携が強化できるような仕組みづくりを行う必要があります。

また、成年後見人等(親族・専門職等)の悩みに対応できるように専門職による相談会等を開催し、支援者が一人で問題を抱え込むことのないような支援体制を整えることが重要です。

3. 施策の体系

国の基本計画に示された施策目標に配慮しつつ、本市が抱える課題等を踏まえ、本計画の施策体系を次のとおり定めます。

理念	目標	施策	取組
人と人が健やかで笑顔があふれるまち	1. 支援を必要とする人が、成年後見制度等の利用に繋がるための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・制度に関する理解の促進 ・地域連携ネットワークの構築 ・成年後見制度利用支援事業(助成制度)の拡充 	成年後見制度(法定・任意)の普及啓発と相談窓口の周知
			既存の相談窓口との連携・相談窓口の職員への支援
			成年後見制度利用促進協議会の開催
	2. 利用者の希望や状況に適した支援を行うための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種による支援方針等の検討 	成年後見制度利用支援事業の拡充
			支援方針検討会議の開催
			受任調整会議の開催
	3. 後見人等が孤立せず、安心して支援できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・後見人等支援者をサポートする体制の構築 ・制度の担い手の拡充 	地域福祉権利擁護事業からの円滑な移行を可能とする体制の整備
			専門職による相談会の開催(必要に応じ、支援方針検討会議の活用)
			専門職や関係機関職員に対する研修会等の実施
チーム構築・連携強化に係る支援			
			法人後見への支援

第4章 具体的な取組と評価指標

1. 各施策の取組

(1) 制度に関する理解の促進

現状と今後の方向性

本市における成年後見制度の認知度は、(法定後見・任意後見ともに)まだ低いように感じられるとの声が後見活動を行う専門職団体からあがっています。

今後は、市民の成年後見制度に対する認知度について調査を行うとともに、本制度についてより一層の周知を図る必要があります。

No.1	成年後見制度の普及啓発と相談窓口の周知
広く市民に成年後見制度の周知を図るため、チラシの配布やポスターの掲示、出前講座等の実施に努めます。 また、制度の利用に関する相談窓口についても、あわせて周知を図ります。	

(2) 地域連携ネットワークの構築

現状と今後の方向性

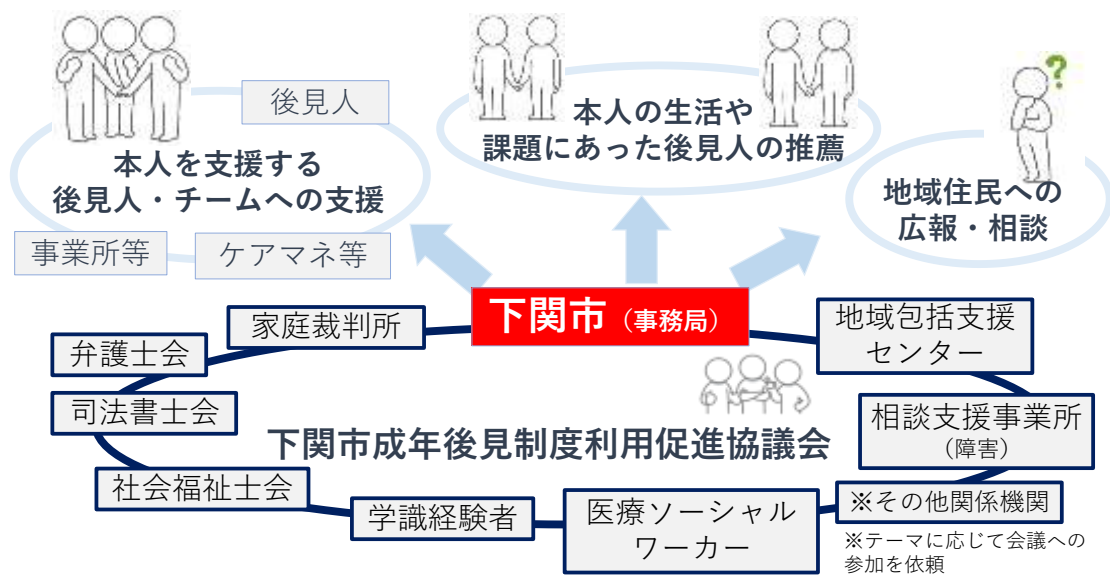
本市の実情に鑑み、状況に見合った継続可能な取組を推進していくため、地域における権利擁護支援の核となる機関を本市に設置し、既存の相談窓口との連携強化や相談窓口の職員への支援を行うことが重要です。

No.2	既存の相談窓口との連携・相談窓口の職員への支援
地域包括支援センターをはじめとした既存の相談窓口との情報交換を行うとともに、相談窓口の職員に対し、成年後見制度等の利用を支援する上で必要な知識を身につけるための研修を企画し、実施します。	
No.3	成年後見制度利用促進協議会の開催
本市が事務局となり、本市における権利擁護支援の体制整備のための方針や本計画の進捗状況の確認、点検を行うことを目的とする協議会を開催し、適切な運営に努めます。また、権利擁護支援の核となる機関を本市に設置し、体制整備が円滑に進むような取組を続けます。	

●権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、どのようなものですか？

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用など権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを言います。

今後は、成年後見制度とも関連の深い行政書士会や税理士会といった専門職団体や支援を必要とする人を発見する機会が多い金融機関等とも連携を図り、より強固なネットワークを築く必要があると考えています。



(3) 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡充

現状と今後の方向性

令和3年度(2021年度)現在、下関市長が家庭裁判所に審判の申立てを行った方で、成年後見人等に対して後見活動への報酬を支払うことができない場合のみ、後見報酬を助成しています。

今後、高齢者・障害者ともに支援を必要とする対象者が増加することが予想されており、事業の要件の拡大等についての検討が必要となっています。

No.4	成年後見制度利用支援事業の拡充
<p>できる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、認知症等で判断力の低下した人やその家族が安心できるように、成年後見制度利用支援事業の支援対象者の見直し等を行います。</p>	

(4) 多職種による支援方針等の検討

現状と今後の方向性

対象者の課題や状況にあった支援を行うためには、多職種による支援方針の検討が必要です。今後は、複数の専門職で対象者の課題や生活にあった支援内容、成年後見人等候補者を検討できるような場を設けることが求められます。

また、既に地域福祉権利擁護事業を利用している方に判断力の低下が見られる場合、円滑に成年後見制度に移行できるような体制を整えなければなりません。

No.5	支援方針検討会議の開催
市が事務局となり、多職種でご本人にあった支援方針の検討を行う場を設置し、会の適切な運営に努めます。	
No.6	受任調整会議の開催
市が事務局となり、ご本人にあった成年後見人等候補者(団体等)を推薦できるように、受任調整会議を開きます。また、調整結果については、家庭裁判所とも適切に情報連携を行います。	
No.7	地域福祉権利擁護事業からの円滑な移行
社会福祉協議会と市とで協議を行い、地域福祉権利擁護事業の利用者に判断力の低下が見られる場合、成年後見制度への円滑な移行ができるような体制を整えていきます。	

(5) 成年後見人等支援者をサポートする体制の構築

現状と今後の方向性

現在、本市には成年後見人等(親族・専門職等)に対する支援体制がありません。支援者が困難を抱えて孤立することのないように、支援体制を整備することが急務といえます。

No.8	専門職による相談会の開催
成年後見人等(親族・専門職等)が、後見活動に関する相談等ができる体制を整えます。	
No.9	専門職や関係機関職員に対する研修会等の実施
後見実務を行う専門職や支援機関職員の希望するテーマ(例:疾患の理解や関連制度に関する学習)により、研修会等を企画し、実施します。	

No.10	チーム構築・連携強化に係る支援
対象者に関わる支援者が一つのチームとなり、成年後見人等が孤立することなく、ご本人の意向に沿った支援を行うことができるように、関係機関の連携強化に努めます。	

(6) 成年後見制度の担い手の拡充

現状と今後の方向性

法人後見とは、社会福祉法人やNPO等の法人が、成年後見人等になることです。親族や専門職後見人等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、法人がご本人の保護・支援を行うことができます。

後見の担い手を広く求める観点からも、法人が後見活動を継続できるような支援が必要です。

No.11	法人後見への支援
法人後見実施団体や実施を予定している団体への研修のほか、法人後見実施団体等の活動への支援に関する事業を展開していきます。	

●法人後見について

法人には人間のように寿命がないため、後見業務が長期間にわたる場合でも、継続的に支援にあたることができるといったメリットがあります。また、個人の受任とは異なり、法人の中で職員が連携して支援にあたるため、多様な後見業務に対応することができます。

●市民後見人について

現在、後見の新たな担い手として市民後見人の育成が強く求められています。本市における市民後見人の育成や活用に関する検討は、本計画期間中の成年後見制度利用促進協議会内で行う予定です。

2. 評価指標

評価指標については、次のとおり設定します。

基本目標1

「支援を必要とする人が、成年後見制度等の利用につながるための仕組みづくり」の指標

指標	令和3年度 (2021年度)	令和9年度 (2027年度)
成年後見制度を知っている人の割合	37.6%	50%

※地域の暮らしと福祉に関するアンケート調査(対象:18歳以上)により評価

基本目標2

「利用者の希望や状況に適した支援を行うための仕組みづくり」の指標

指標	令和3年度 (2021年度)	令和9年度 (2027年度)
受任調整会議、支援方針検討会議の開催回数	各1回	各10回

※令和3年度は見込みの数

基本目標3

「成年後見人等が孤立せず、安心して支援できる仕組みづくり」の指標

指標	令和3年度 (2021年度)	令和9年度 (2027年度)
専門職による相談会の開催回数 (親族・専門職後見人等向け)	0回	12回

※令和3年度は見込みの数

第5章 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制

本計画の取組が高齢者及び障害者の権利擁護に関わることから、福祉部の担当課が中心となり、庁内関係課と連携し、計画を推進します。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関する事業について、関係各課が持つ情報の交換、課題の抽出や共有を行います。

2. 策定後の点検体制

「下関市成年後見制度利用促進協議会」において、計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

3. 協働による取組の推進

地域における権利擁護支援の体制整備を推進するためには、専門職団体や家庭裁判所、社会福祉協議会をはじめとした地域の関係機関だけでなく、市民の協力が不可欠です。

このため、多様な機会や手法を活用し、地域の関係機関や団体、市民等との連携・協働を図り、本取組を市全体で、総合的に推進していきます。

4. SDGs（持続可能な開発目標）に関すること

第2次下関市総合計画後期基本計画では、各分野における施策の推進に当たり、SDGsの理念を念頭に置いて取り組むことが重要とされています。

高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、本計画もこれらを念頭に置いて取組を進めてまいります。

●SDGs(持続可能な開発目標)について

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)・169のターゲット(取組・手段)から構成されています。